

**文化審議会文化政策部会**  
**「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について**  
**(審議のまとめ)(要旨)**

**第1部 基本方針の在り方等について**

**1. 基本方針策定後の諸情勢の変化**

- (1) 社会情勢の変化として、構造改革、民と官の新しい協力、情報通信技術の発展、少子高齢社会や地域社会、グローバル化の5点を指摘。
- (2) 文化芸術をめぐる情勢として、文化芸術の振興における民間の役割、指定管理者制度、地域における伝統芸能の継承、文化の多様性の重視、地域の特色ある文化芸術の重要性の5点を指摘。
- (3) 我が国における文化芸術の振興の考え方  
部会として、文化芸術の振興に当たり重視すべき考え方として4点を強調。

**経済と文化は国の発展を促す車の両輪**

文化は経済活動に多大な影響を与え、産業の発展にも寄与。経済と文化は車の両輪のように作用し合うことで社会に活力をもたらす。「文化は国の力」であることを再認識することが必要。

**文化芸術ならではの国際交流や海外貢献を**

伝統文化から映画やアニメまで我が国の文化芸術を広く世界に発信し、国際的な交流の推進を図ることにより、世界の文化多様性への貢献が必要。

**長期的な取組こそ重要な文化芸術**

文化芸術では「時間の選別」に耐えられたものが残る。効率性だけを追求した「安上がりな文化芸術」は持続しない。長期的な視野に立って文化芸術の振興を図ることが必要。

**次世代の文化芸術を継承する子どもたちのために**

子どもたちが本物の文化芸術活動に触れて、豊かな心や感性をはぐくんでいける環境の整備が大切であり、それが我が国の文化芸術を次世代に継承していく大きな力。

**2. 基本方針の見直しについて**

基本法に沿いつつ、文化芸術をめぐる情勢の変化を踏まえ、基本方針の見直しが必要。特に、基本法施行後に課題となった事項を盛り込むことが必要。

基本方針の見直しにおいては、国民に開かれた議論を通じて国民の理解を得ることが重要。文化芸術の振興の在り方についての国民的議論を通じて、文化芸術施策が一層推進されることを期待。

## 第2部 基本方針の評価と今後の課題

部会における議論を基本方針の事項に沿って整理し、現在の基本方針の評価と課題について整理。部会の共通理解を得たものに加えて委員からの課題提起も別途記載し、国民に審議の論点を提示。

### 第1 文化芸術の振興の基本的方向

#### 1. 文化芸術の振興の必要性

文化芸術は国民が心豊かな生活を実現していく上で不可欠な社会的財産。社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要。

#### 2. 文化芸術の振興における国の役割等

国については、基本方針に示された国の役割は基本的に変わっていないが、社会情勢の変化や地方公共団体や民間の取組を考慮すると、国の役割についてさらに考慮すべき問題もある。

地方公共団体については、地方分権の推進、大規模な市町村合併、官民の役割分担や文化施設等の在り方の見直しなどにより文化行政の体制も変化しており、地域固有の歴史や文化を踏まえた文化振興施策を講じることが従来にも増して必要。

民間については、メセナ活動や従来の文化芸術団体のみならず、アートNPOのような新たな文化芸術の担い手が生まれてきている。

市民の参画、行政と民間との協力関係（パートナーシップ）、特定非営利活動法人等との連携などの視点を踏まえた検討が大切。

#### 3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念

基本方針の8つの基本理念は今日においても普遍性を持つ。

#### 4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

顕彰や表彰を充実するとともに、芸術家等が安心して活動に取り組める環境づくりのため、関係者間の話し合いを促進するなど適切な支援が大切。

文化芸術活動は数値化によってその内容を評価するにはなじみにくく、定量的評価のみならず、定性的評価を含む適切な評価方法の開発が今後の課題。

公的な支援を受ける文化芸術団体等も、活動成果等の国民への還元や適切な情報公開などが大切。

文化芸術は教育、福祉、観光等と密接に関連。関係府省の連携が必要。

## 第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

### 1. 各分野の文化芸術の振興

舞台芸術創造活動は構造的に創造活動と鑑賞活動のバランスがとりにくい分野。その評価を市場原理にだけ委ねることはできず、直接的な享受者以外にも、常に誰かが財政的に支えることが必要。

芸術創造活動の振興には、重点的な支援と幅広く多様な支援の均衡を図るとともに、中長期的な観点から創造活動が一層活性化し、創造の好循環を生み出す施策が必要。

映画やメディア芸術の一層の振興が必要。映画については、映像産業振興機構（VIPO）などの関係機関等と連携しつつ実施することが必要。

「伝統文化こども教室事業」などを通じて、子どもたちが伝統芸能に身近に親しむことのできる機会の充実が大切。

食文化やファッションなど日本の優れたライフスタイルを生かした分野が国内外から注目されており、魅力ある「日本ブランド」を確立・強化する観点から、我が国の多様な生活文化を海外にも積極的に発信する施策が必要。

## **2．文化財等の保存及び活用**

文化財は我が国の歴史や文化の正しい理解に不可欠であり、将来の文化の向上の基礎をなすもの。国民的財産として適切に保存・活用していくことが必要。

歴史的建造物や町並み、文化的景観等の保存・活用は、地域づくりやまちづくりの核となり、かつ文化観光の有力な資源であり、我が国の文化を国際的に発信する観点からも重視すべき。

文化財所有者や寄附者等に対する税制上の措置や、国民運動的な形で文化財保護の資金を集めるなど、幅広い民間からの資金の活用等を図る仕組みを構築するなど国民全体として文化財を保護する機運の醸成が必要。

## **3．地域における文化芸術の振興**

文化には、人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある地域づくりを推進する力がある。文化の持つ力（「文化力」）は、地域の経済や観光、教育、福祉など文化芸術以外の分野の活性化にも貢献。

各地域における文化芸術活動への支援とともに、特色ある文化芸術活動等の情報提供が必要。文化を諸施策の単なる一分野として捉えるのではなく、「文化力」を文化芸術以外の分野でも広く生かすための取組を進めるべき。

## **4．国際交流等の推進**

今後の国際社会では、自国の生活様式や文化の魅力によって、相手国を惹きつけることができる能力である「ソフトパワー」が重要。魅力ある文化芸術を振興し、これをもとにした海外との文化交流を通じて国際的な貢献を行うことが必要。

長期的な視点で事業の適切な評価、効率化を図り、関係省庁や民間の専門家と連携した文化交流推進体制の強化を図ることが必要。

## **5．芸術家等の養成及び確保等**

多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造には、優秀な人材を得ることが不可欠。芸術家の養成のみならず、アートマネジメント担当者や裏方を支える舞台技術者の育成や研修も重要。

## **6．国語の正しい理解**

国語は、国民生活に直接関係し文化の基盤を成すもの。時代の変化や社会の進展に応じてその在り方を適切に検討し、必要な改善を図るべき。

## **7．日本語教育の普及及び充実**

在留外国人の増加や国際交流の進展に伴い、学習需要や社会の変化に対応した日本語教育の普及が必要。

## **8．著作権等の保護及び利用**

文化芸術の振興の基盤を成す著作権等については、社会の変化や国際的な動向を踏まえ、著作物の保護・活用の促進、著作権に関する普及啓発などの様々な著作権施策を推進することが必要。

## **9．国民の文化芸術活動の充実**

文化芸術の振興には、地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備が必要。文化の東京一極集中を是正し、各地域における文化芸術の公演、創造活動への支援や情報提供が重要。

文化ボランティア活動の推進や学校教育を含む子どもたちの文化芸術活動の充実が今後重要。

学校教育において文化芸術活動を充実するには、地域の教育力を発掘し、学校と地域の芸術家や団体などと連携・協力し、児童生徒の実態に即した文化芸術活動を行うことが必要。

芸術家等や文化芸術団体、文化施設が行政と連携しつつ、地域における児童生徒の文化活動の受け手としての役割を果たしていくことが大切。

## **10．文化施設の充実等**

文化芸術の基盤となる文化施設の充実は、文化芸術の振興にとって重要。文化施設等が有する文化芸術の創造機能、教育機能、調査研究機能などその役割を十分果たせる環境・条件の整備が重要。

指定管理者制度の適用には、文化施設が本来有する使命や目的、地域における役割等を踏まえ、その文化的側面に十分配慮することが必要。

国立美術館、国立博物館等への市場化テストの導入等は、その果たすべき使命、目的などにかんがみ、慎重な議論が必要。

## **11．その他の基盤の整備等**

我が国の文化情報の国際的な発信力強化がますます必要。

文化芸術を支える民間活動を促進するための税制や寄附の仕組みに関しては更なる検討が必要。

文化芸術と教育、福祉、観光などの分野との連携により、人材や資源の効率的・効果的活用や手法（ノウハウ）の共有が図られることを期待。

文化芸術の振興のための政策形成には、その過程の公正性及び透明性が必要。地域の状況や課題を聴取する取組を一層推進すべき。